

事業所各位

島根労働局長登録教習機関
(公社)建設荷役車両安全技術協会 島根県支部

車両系建設機械の運転技能講習開催のご案内

(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

労働安全衛生法に基づき、機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務は技能講習を修了した者でなければ従事できません。

標記の技能講習を下記により開催いたしますので、関係者の受講方についてご案内いたします。

記

1. 開催日時・場所

| | 日 程 | 会 場 | 定員 |
|-----|--|---|-----|
| 学 科 | 8月 29日(木) 30日(金) | 協同組合 松江流通センター 松江市平成町 182-18 (別添地図参照) TEL 070-3849-0839 (建荷協携帯) | 30名 |
| 実 技 | 9月4日(水)、5日(木)のどちらか当協会が指定する日 (悪天候の場合は順延等有) | 石倉有限会社 所有地 松江市東出雲町出雲郷 1464-1 (別添地図参照) TEL 070-3849-0839 (建荷協携帯) | |

2. 受講資格

満18歳以上の者で〈別紙1-1〉受講資格区分の対象者

3. 学科講習の時間割

(出欠確認 8:35~8:50 講習開始 8:50)

| | 科目 | 時間 |
|------|---------------------------------------|-------------------------|
| 第1日目 | 作業に関する装置の構造、取扱い及び 作業方法に関する知識 (3時間) | 8:50~12:00 途中休み5分×2回 |
| | 昼休み 【1時間】 | 12:00~13:00 |
| | 作業に関する装置の構造、取扱い及び 作業方法に関する知識 (2時間) | 13:00~15:05 途中休み5分 |
| 第2日目 | 運転に必要な一般的事項に関する知識 (3時間) | 8:50~12:00 途中休み5分×2回 |
| | 昼休み 【1時間】 | 12:00~13:00 |
| | 関係法令 (1時間) | 13:00~14:00 |
| | 学科修了試験 (1時間) | 14:10~15:10 |

☆学科修了試験の不合格の方は実技講習を受講できず、受講料等を返金いたしません。

4. 実技講習の時間割

(出欠確認 8:30~8:50 講習開始 9:00)

| | 科目 | 時間 |
|------|-------------------|-------------------------------------|
| 第3日目 | 作業のための装置の操作 (5時間) | 9:00~15:15 昼休み 12:00~13:00 【1時間】 |
| | 実技修了試験 | 15:15~概ね17:30 |

☆実技講習は1日20名以内で行い、実技修了試験の終了時間は受講者人数により変動します。

5. 受講料等(受講料・テキスト代は消費税込の金額)

| 受講料 | テキスト代 | 合計(消費税込) |
|---------|--------|----------|
| 41,800円 | 1,914円 | 43,714円 |

《裏へ》

6. 受講手続等

(1) 提出書類

| | | | |
|---|--|--|---------------------------------|
| 1 | 受講申込書及び写真 1 枚(免許証サイズ 2.4cm×3cm) | 2 | 運転業務経験証明書 (受講資格区分 C2.C3.該当者) |
| 3 | <p>原本証明した免除を証する書面(修了証又は免許等の写しに原本証明する) ※再交付・書替が必要な場合は手続きを終えていることが必要</p> <p>【原本証明】</p> <p>写しの紙の余白などに事業者が原本と相違ないことを証明する(証明日に写しと原本は同じ内容であること)</p> | <p>枠内を記入、ゴム印などし、押印 ※糊付けは不可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原本と相違ないことを証明する</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>会社 住所</p> <p>名称</p> <p>代表者 印</p> </div> | |

(2) 申込方法(定員に達した場合は締切ります)

定員に達していないか電話等で確認し、受講可能の際は 8月9日(金)迄 に申込みと共に受講料・テキスト代を下記金融機関へお振込みください(振込手数料はご負担願います)※**現金持込み不可**

山陰合同銀行津田支店 普通 口座番号 2320092

口座名義：(公社)建設荷役車両安全技術協会 島根県支部 支部長 秀浦 義久
シャ) ケンセツニヤクシャリョウアンゼン

(3) キャンセル等の取扱い

原則、受講日初日前4日以内(土、日、祝日を除く)のキャンセルは受講料等を返金いたしません。キャンセルや誤入金等で返金の処理が発生した場合の振込手数料はご負担願います。

(4) 請求書および領収書について

講習修了後、適格請求書にかわる当協会支部発行の研修受講料等領収済通知書を(修了証と一緒に)送付いたします。

7. 修了証の交付とお手元に届くまでの時間

学科及び実技試験に合格した受講者には、法令で定める「修了証」を交付します。但し、実技講習最終日の次の日から2, 3日後(土、日、祝日を除く)に発送予定のため時間を要します。

8. 申込み先・問合せ先

〒690-0012 松江市古志原2-20-54

(公社)建荷協島根県支部 TEL 0852-27-0340 FAX 0852-27-0556

9. 受講に際しての諸注意

(1) 学科講習について

- 筆記用具(シャープペン又は鉛筆、消しゴム等)を持参ください。
- 学科試験に追試はなく、不合格の場合は実技講習を受講することができません。

(2) 実技講習について

- 実技講習の日程は受講者数が決まり次第、日にちを振り分け1週間位前に **FAX** でお知らせします。なお、実技講習に支障を及ぼすような悪天候の場合は、実技日程を変更することがあります。
- 実技が可能な服装(長袖、長ズボン)で、手袋・ヘルメット・安全靴・合羽・長靴等をご用意ください。
- 駐車場が狭いので、できるだけ相乗り等でお越し願います。
- 飲料水を持参する等のこまめな水分補給をし、熱中症対策をお願いします。

(3) その他

- 受講票は送付いたしません。
- 本人確認のため受付時に自動車運転免許証を提示ください。
- 各自で昼食等をご準備ください。
- 講習中の携帯電話の使用、居眠り、酒気帯び、不必要な私語、無許可の離席は禁止します。
- 秩序を乱す行為(受講態度不良等)を繰り返す場合は退席いただきます。その場合は、試験を受けることはできず、受講料等を返金いたしません。
- 受講日当日、またはそれ以前より発熱や風邪等の症状がみられる場合には、受講についてご遠慮いただき、ご連絡をお願いします。
- 会場の駐車場内における事故などについて当協会は一切責任を負いません。

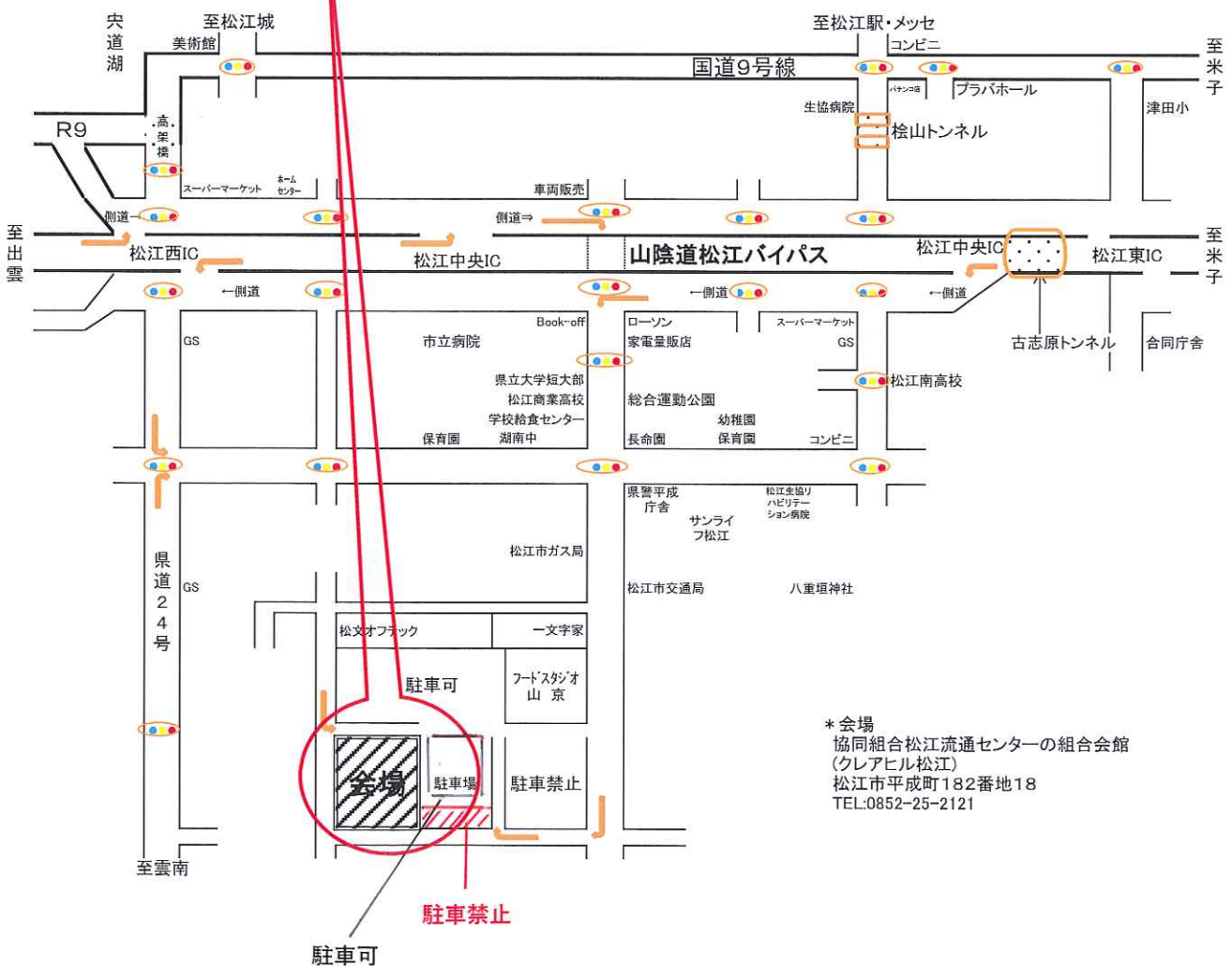
〈別紙 1-1〉

☆受講資格区分

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

| 区分 (1.~4.のいずれかに該当) | | 免除科目 | 受講時間 |
|-----------------------|--|--------------------------------------|------------------------------|
| C | 1. 第1種又は第2種の大型特殊自動車免許を有する者 | | |
| | 2. 大型、中型、準中型、普通のいずれかの第1種自動車免許を有する者又は大型、中型、普通のいずれかの第2種自動車免許を有する者で、下記のいずれかの特別教育を修了後、3ヶ月以上の運転の業務に従事した経験を有する者 (1)機体重(質量)3ト未満の車両系建設機械(整地等) (2)機体重(質量)3ト未満の車両系建設機械(解体用) (3)最大積載量1ト未満の不整地運搬車 | 【学科】4時間 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | (14時間) 【学科】9時間 【実技】5時間 |
| | 3. 大型、中型、準中型、普通のいずれかの第1種自動車免許を有する者又は大型、中型、普通のいずれかの第2種自動車免許を有する者で、下記のいずれかに該当する者 (1)機体重(質量)3ト以上の車両系建設機械(整地等)の運転の業務経験が昭和49年9月以前に3ヶ月以上ある者 (2)機体重(質量)3ト以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務経験が平成2年9月以前に3ヵ月以上ある者 (3)最大積載量1ト以上の不整地運搬車の運転の業務経験が平成2年9月以前に3ヵ月以上ある者 | 【実技】20時間 走行の操作 | |
| | 4. 不整地運搬車運転技能講習を修了した者 | | |

◆松江流通センター(クリアヒル)



車両系建設機械(整地等)技能講習 実技会場地図
住所:松江市東出雲町出雲郷1464-1

